

## アンコール日本人会 会則

### (名称)

第一条 本会は、アンコール日本人会(以下「日本人会」と言う)と称する。英文名「Angkor Japanese Association」(略称:AJA)とする。

### (目的)

第二条 本会は、以下の3つの目的に沿って運営される。

1. 本会は、会員相互の友好と親睦並びに福祉の促進を図る事を目的とし、且つ、会員子女教育の向上を支援することを目的とする。
2. 本会は、会員とカンボジアに滞在する日本人及びカンボジア人との友好と親睦を図る事を目的とする。
3. 本会は、営利を目的とせず、且つ、政治・宗教に関与しない。

### (活動)

第三条 本会は、前条の目的を達成する為、下記の活動を行うものとする。

1. 本会が、主催又は、共催、協賛となる「各種文化行事」や「各種運動競技会」の運営・実施及び支援。
2. アンコール補習授業校への協力。
3. 日本人会会報及び会員名簿等会員向け情報の編集、発信。
4. 本条各項の具体的活動内容は、会員の意見を尊重し、本会則第九条で選任された各役員が企画、立案し役員会にて審議し決定する。決定した活動内容は、速やかに会員へ通知し、活動への参加、支援、協力を求める。

### (会員資格)

第四条

1. 本会正会員は、カンボジア王国(以下「カンボジア」と言う)に滞在する日本国籍を保有する日本人及びその家族を対象とする。
2. 本会賛助会員は上記1項に該当しない自然人で会員相互の親睦その他を諮るうえで日本語の能力等支障をきたさず会の発展に貢献しうる者を是に認める。但し総会での議決権は有し得ない。入会の際には会員の推薦があり役員会が承認した者のみとする。
3. 本会法人会員は、上記1項に該当する代表者を連絡窓口とする組織を対象とする。
4. 本会青年会員は、会の発展に貢献しうる、入会時点で満16歳以上20歳未満の者を対象とする。但し総会での議決権は有し得ない。入会の際には会員の推薦があり役員会が承認した者のみとする。

### (会員及び会員構成)

第五条 本会は、個人会員、家族会員、法人会員、青年会員及び賛助会員より構成し、本会に入会を希望するものは、本会則第四条に規定する有資格者で本条及び別途定める細則第二条に規定する年

会費を納めなければならない。

1. 「個人会員」は、満20歳以上で、申込人(以下、「本人」と称する)のみが本会の活動に参加並びに関与し本条第2項に該当しない自然人。但し、本会則第十二条で規定する総会での議決権1票の権利を有する。
2. 「家族会員」は、満20歳以上の本人、配偶者、及び本人の二親等以内の家族で、本会の活動に参加並びに関与し本条第1項に該当しない自然人。但し、本会則第十二条で規定する総会に於いて、本人は1票の議決権を有する。
3. 「法人会員」は、人格を有し無い法人を言い、1口に付きその組織に所属する者2名まで登録することが出来る。登録した者は「個人会員」と同等の会員資格を有する。登録した者のうち1名を細則第一条第3項に規定する代表者とする。代表者は本会則第十二条で規定する総会に於いて1口に付き2票の議決権を有する。
4. 「賛助会員」は、本会則第四条第2項に該当する自然人。但し、本会則第十二条に規定する総会での議決権は有し無い。
5. 「青年会員」は、本会則第四条第4項に該当する自然人。但し、本会則第十二条に規定する総会での議決権は有し無い。

(入会及び継続会員)

#### 第六条

1. 本会に入会を希望する人は、第四条及び第五条の規定に従い所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則、別途「細則」第二条に規定する年会費と共に本会役員まで提出・納入しなければならない。
2. 既会員は退会届の届け出のない限り会員継続とされる。但し、既届出事項に変更などがある場合には、速やかに電子メールもしくは所定の申込用紙に継続の旨と変更事項を記入し、本会役員まで届け出るものとする。但し、年度当初より3ヶ月以内に年会費を本会役員まで納入しなければならない。

(退会及び除名)

第七条 以下の規定に該当する会員は、会計年度期間内であっても本会会員の資格を失う。

1. 第四条に規定する会員資格を失うもの又は、本会退会を希望する会員。退会を希望する会員は、速やかに、所定退会届用紙に必要事項を記入の上、本会役員へ届ける。但し、退会届は、電子メールに必要事項を記入し本会役員メールアドレス宛に送付する方法も認められる。
2. 本会則に規定する「目的」や「活動」及び本会の本質から著しく逸脱した行為又は活動を行ったと認められる会員は、総会に於いて会員の過半数を超える承認をもって除名することが出来る。
3. 別途「細則」第二条に規定する年会費の納入が3ヶ月を超え滞納した会員は自動的に退会となる。

(役員及び運営組織)

第八条 本会は、本会の目的と活動を遂行する為、役員のほかにも名誉会長、アドバイザーを置く。

1. 名誉会長は、在カンボジア日本国特命全権大使とする。
2. アドバイザーは、在カンボジア日本国大使館領事と、在シムリアップ日本国領事事務所所長の2名とする。
3. 役員は、会長1名、副会長2名、総務担当役員2名、会計担当役員1名、広報・渉外担当役員1名とし、合計7名を基本とする。
4. 原則、役員任期は1ヵ年(4月から翌年3月)とする。但し、再任を妨げない。

#### (役員選出・選任)

第九条 本会の役員は、満20歳以上の会員(自然人)より公募し自薦・他薦、且つ又、役員会推薦人の中から本条で規定する手順に従い選出・選任する。

1. 次年度会長は、役員会が、自薦・推薦又は、役員会が推薦した会員(自然人)より1名選出し、総会にて信任を得るものとする。
2. 会長を除く役員は、前項で信任された会長が、満20歳以上の会員(自然人)より6名を基本に指名し、総会にて信任を得るものとする。
3. 任期途中で帰国又は本会則第七条に規定する会員資格を失う等の理由で、会長を除く役員退任等欠員が生じた場合は、会長はその後任に現役員を兼任させるか又は、新たに会員(自然人)より指名する事が出来る。但し、補選された役員任期は、前任者の残存期間とする。
4. 会長が、任期途中で帰国又は本会則第七条に規定する会員資格を失う等の理由で退任が生じた場合は、役員会にて2名の副会長よりいずれか1名を会長代理として選任することが出来る。但し、選任された会長代理任期は、前会長の残存期間とする。
5. 役員会は、本条第3項及び第4項にて補選した役員について選任後速やかに会員及び名誉会長宛通知する。

#### (役員名称及び業務)

第十条 原則、各役員は次の業務を担当する。

1. 会長は、本会を代表し業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在や帰任等が生じた時は、相互の協議によりいずれか1名が代理人として業務を総理する。
3. 総務担当役員は、当会活動全体の企画・立案・実施を担当すると共に一般対外折衝を担当役員する。また、次に掲げる業務を中心に本会の事務作業全般を執り行う。
  - ◇ 役員会及び特別行事等の会議議事録作成
  - ◇ 会員名簿の作成、更新手続き
  - ◇ 開催される各行事の事務的作業
4. 会計担当役員は、年度予算編成、各行事・活動に掛かる収納、支出管理並びに決算及び会計全般業務を担当する。また、本会入会希望者の受付及び年会費受領を執り行う。
5. 広報渉外担当役員は、本会に関する会員向けの連絡事項の配信並びに受付、メール等での各種情報配信、会員宛広報活動の企画・立案・実施を担当する。

(役員会)

第十一条 役員会は、本会則第九条で選任された役員及び第八条に規定するアドバイザーより構成され、下記事項を遵守する。但し、アドバイザーは、役員会での決裁権を認めない。

1. 原則、毎月一回会長が召集し開催する。
2. 本会則に規定する各種活動及び行事を履行する義務及び決裁権を有する。
3. 本会則第十二条5項に規定する決議事項以外の重要事項について決議する。

(総会)

第十二条

1. 総会は、年一回開催される「年次総会」及び臨時に召集される「臨時総会」の二つより成る。但し、総会は、議決権を有する会員の過半数の出席(委任状を含め)を以って成立する。
2. 原則、年次総会は毎年3月末又は、4月上旬に開催される。
3. 臨時総会は、会長又は役員会の過半数以上が必要と認めた時、これを召集する。
4. 総会の議長は、会員より会長が指名し、総会に於いて承認されたものがこれを遂行する。
5. 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければ成らない。
  - 1) 本会則・細則の改定
  - 2) 役員及び監査役の信任、解任
  - 3) 会員の除名
  - 4) 決算報告及び予算
  - 5) 本会の解散
  - 6) その他、役員会が特に必要と認めた重要事項
6. 総会における決議は、議決権を有する出席会員(委任状含め)の過半数以上の賛成を以って成立する。
7. 委任状の扱いについては、別途「細則」に規定する。

(決算報告及び予算)

第十三条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日の12ヶ月とする。

1. 当該年度決算報告は、会計担当役員が作成し第十四条に規定する監査役により認証され第十二条に規定する総会にて報告、承認を得る。
2. 次年度予算は、会計担当役員が作成し第十二条に規定する総会にて報告する。

(監査役)

第十四条

1. 監査役は、会員(自然人)より会長が指名し、総会にて信任を得る。
2. 監査役は無報酬とする。
3. 監査役が任期途中で帰国又は本会則第七条に規定する会員資格を失う等の理由で退任が生じた場合は、会長は速やかに会員より後任者を選任し、会員へ通知する。

(発効・その他)

#### 第十五条

1. 本会則及び細則は、下記の記載日より発効される。但し、本会則及び細則に改訂等変更が生じた場合は、第十二条5項(1)の規定に従い発効日を随時追記載し、本項最終号の記載日が最新版とする。
2. 本会則及び細則に規定する以外の事案が発生した場合は、別途役員会にて協議し決定する。但し、事案が、第十二条5項(6)に規定する「役員会が特に必要と認めた重要事項」に該当する場合は、第十二条3項に従い臨時総会を招集する。

## 細 則

### (会員の定義、権利と義務)

第一条 本会則第六条の規定により本会会員となった会員は、本会が開催する活動や行事等に参加する権利を有すると共に、それら活動や行事の準備、手配等の支援、協力等を行う義務を負う。

1. 正会員の個人会員とは、本会則第五条1項に規定する。但し、本会則第十二条に規定する「総会」に於いて1票の議決権を有する。
2. 正会員の家族会員とは、本人と配偶者及び本人の二親等以内の家族とする。但し、本会則第十二条で規定する総会に於ける議決権は、本人のみ1票の議決権を有する。
3. 法人会員とは、人格を有し無い法人を言い、本会則第十二条に規定する総会に於いて登録された代表者が1口につき2票の議決権を有する。法人会員の代表者は、本会と法人の連絡窓口を担当する。また、代表者は登録内容に変更の有る場合には速やかに本会に連絡する義務を負う。
4. 賛助会員及び青年会員は本会則第十二条に規定する「総会」に於いて議決権を持たない。

### (会費)

第二条 本会入会希望者は、本会則第四条及び第五条の規定に従い下記会費を納入する。

1. 年会費について以下のごとく定める。
  - ◇ 個人会員:1人 30ドル
  - ◇ 家族会員:50ドル (本人、配偶者及び本人の二親等以内の1家族4名まで。それ以上の入会は1人につき5ドル、入会時点で12歳未満は無料。)
  - ◇ 法人会員:1口 100ドル
  - ◇ 賛助会員:1人 30ドル
  - ◇ 賛助家族会員:1家族 50ドル(正会員の家族会員と同等の条件とする)
  - ◇ 青年会員:1人 15ドル
2. 会費は、年度末に次年度分を徴収する。年度途中で退会又は除名等で会員資格を失った場合でも、支払われた会費の払い戻しは行わない。
3. 年度の中途に入会する会員については、年度末まで6ヶ月以上の会員資格を有する場合は全額を、6ヶ月未満の場合は1/2(2分の1)の会費を徴収する。

### (アドバイザーの業務)

#### 第三条

1. アドバイザーは、本会を運営する立場から会員向け安全情報の提供、補習校関連業務支援及び本会会員向け必要事項の提供を行う。また、第十一条に規定する役員会に出席し討議内容等必要に応じ助言を行うことが出来る。

### (総会)

#### 第四条

1. 委任状の扱いについて以下のごとく定める。

1) 総会に際し、役員会に提出された委任状をもって総会出席に代え、また、決議に関しては総会審議に一任するものとする。

[2011年4月9日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2012年3月31日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2013年4月6日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2015年4月4日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2016年3月26日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2017年4月1日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]

[2018年3月31日 アンコール日本人会 年次総会にて改正、承認]